



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 3 0 0 号 令和 3 年 3 月 1 2 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 5 2	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
1 5 3	同	同
1 5 4	特定調達契約について随意契約の相手方を 決定した件	スマート県庁推進課
1 5 5	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
1 5 6	保安林予定森林を告示する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
1 5 7	保安林の指定施業要件を変更する件	同
1 5 8	同	同
1 5 9	道路の区域を変更する件	道路整備課
1 6 0	道路の供用を開始する件	同
1 6 1	同	同
1 6 2	電線共同溝を整備すべき道路を指定した件	同
1 6 3	県道の路線を認定する件の一部を改正する 件	同
1 6 4	同	同
1 6 5	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課

【 公 告 】

番 号	表	題	担当課名
	争議行為の予告		労働雇用戦略課

【 病院局管理規程 】

番 号	表	題	担当課名
1	徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程		
2	徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程		

【 選挙管理委員会告示 】

番 号	表	題	担当課名
7	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件		
8	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		
9	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件		
10	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
5	徳島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則	
6	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

徳島県告示第百五十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県万代庁舎で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 三、三七〇、二〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和三年二月二十二日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社ホープ

福岡市中央区薬院一丁目一四―五M G薬院ビル

五 落札金額

五千六百六十五万五千九百八十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和二年十二月二十二日

徳島県告示第百五十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県六合同庁舎で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 一、八五一、三〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和三年二月二十二日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社ホープ
福岡市中央区薬院一丁目一四―五M G薬院ビル
- 五 落札金額
三千二百七万四千六十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和二年十二月二十二日

徳島県告示第百五十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県ローカル5Gプロジェクト第二期構築業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年十二月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
ケーブルテレビ徳島株式会社
徳島市新蔵町一丁目一七番地
- 五 契約金額
一億三千八百七十二万八千五百二十四円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人ハートこあら	吉野川市山川町湯立三三〇番地五	特定非営利活動法人ハートこあら	吉野川市山川町湯立三三〇番地五	同行援護	令和三年三月一日

徳島県告示第百五十六号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

勝浦郡上勝町大字旭字蔭八〇の二、八〇の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭八〇の二・八〇の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町小川字青木下九の一、一〇の一

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美馬市木屋平字八幡四〇〇の一、四〇〇の三、四〇七
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四三八号	同	美馬市美馬町字横尾二五番二九 地先から 同 字中横尾一四番一 〇地先まで		新	二〇・一〓六五・三	二七九・〇
		旧			一四・六〓二六・九	二七九・〇

徳島県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	美馬市美馬町字横尾二五番二九地先から 同 字中横尾一 四番一〇地先まで	二七九・〇	令和三年三月十二日

徳島県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
106	穴吹塩之江	美馬市脇町字井口東七一番三 地先から 同 字井口一六三番一 一地先まで	四九四・〇	令和三年三月十二日

徳島県告示第百六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類		路線名		指定部分	
県道	下り線	徳島鴨島	上り線	徳島市北田宮二丁目四七七番一地先から	
			下り線	同 吉野本町六丁目三七番一地先まで	
県道	下り線	徳島環状	上り線	徳島市吉野本町五丁目二番五地先から	
			下り線	同 南田宮二丁目一五四番五地先まで	
県道	下り線	沖ノ洲徳島本町	上り線	徳島市安宅二丁目二三八番一地先から	
			下り線	同 福島二丁目五七番一八地先まで	
県道	下り線	同	上り線	徳島市福島二丁目二五番一地先から	
			下り線	同 安宅二丁目二七七番一地先まで	
県道	下り線	同	上り線	徳島市安宅二丁目二七七番一地先から	
			下り線	同 北沖洲三丁目二二八番二地先まで	
県道	下り線	同	上り線	徳島市南沖洲三丁目五番一〇地先から	
			下り線	同 安宅二丁目二三八番一地先まで	

徳島県告示第百六十三号

平成七年徳島県告示第百五十六号（県道の路線を認定する件）の一部を次のように改正し、令和三年三月十二日から施行する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表二百四の項中「徳島東インター」を「徳島沖洲インター」に改める。

徳島県告示第百六十四号

平成二十七年徳島県告示第二百四十八号（県道の路線を認定する件）の一部を次のように改正し、令和三年三月十二日から施行する。

令和三年三月十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

表中「津田インター」を「徳島津田インター」に改める。

徳島県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

阿南市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 長浜都市下水路

三 事業施行期間

平成十七年一月二十五日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

鳴門病院労働組合から春闘の要求に関して令和三年三月十五日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十一日

徳島県病院事業管理者 香川 征

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第九の財務関係事項のその二支出負担行為の表を次のように改める。

その二 支出負担行為

[illegible]

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
企業債利息	研究雑費	旅費	図書費	謝金	研究材料費	雑費	交際費	諸会費	委託料	通信運搬費	賃借料	保険料	修繕費	印刷製本費	食糧費	燃料費	光熱水費	消耗備品費	消耗品費
						三千万円以上			三千万円以上		三千万円以上								
	千万円以上		千万円以上		千万円以上	千万円以上	十万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上			十万円以上	千万円以上			
	千万円未満	全額	千万円未満	全額	千万円未満	千万円未満	十万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満			十万円未満	千万円未満			

10 リース資産購入費	9 建物購入費	8 用地購入費	7 車両購入費	6 備品購入費	5 医療器械購入費	4 企業債利息	3 事務費	2 設計委託料	1 請負工事費	二 資本的支出	41 特別損失	40 その他雑損失	39 消費税及び地方消費税	38 患者外給食材料費	37 企業債手数料及び取扱諸費	36 その他利息	35 一時借入金利息	34 長期借入金利息
三千万円以上									一億円以上			三千万円以上						
千万円以上								二千万円以上	三千万円以上		五百万円以上	千万円以上		千万円以上			五千万円以上	
千万円未満								二千万円未満	三千万円未満		五百万円未満	千万円未満	全額	千万円未満			五千万円未満	

11	無形固定資産購入費			
12	企業債償還金			
13	長期借入金償還金			
14	短期借入金償還金	五千万円以上		五千万円未満
三	固定負債（勘定科目）	/	/	/
1	退職給付引当金			全額
四	流動負債（勘定科目）	/	/	/
1	一時借入金	五億円を超えるもの	五億円以下	
2	賞与引当金			全額
3	法定福利費引当金			全額

備考

- 一 この表中の金額は、一件当たりの予定価額又は契約金額をいう。
- 二 支出負担行為の決裁後に、支出負担行為の変更又は取消しを行う場合には、取消しの場合及び変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額より減少することとなるときは当初の決裁権者が決裁するものとし、変更後の支出負担行為の金額が当初の決裁金額を超えることとなるときはその金額に対応する決裁権者の決裁を受けなければならぬ。
- 三 支出負担行為の変更又は取消しに付随して生ずる返還、相殺等に関する事務の処理は、前号の規定による決裁権者の区分により、決裁をするものとする。
- 四 支出負担行為の事前決裁を要するものについての決裁区分については、この表を適用するものとする。

附 則

この規程は、令和三年三月十二日から施行する。

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定による振替振込金額氏名表による通知は、電子データによる通知をもってこれに代えることができる。

賞与引当金 繰入額	賞与 めの
（賃 金）	臨時
医 師 賃 金	
看護師賃金	
医療技術員 賃金	
事務員賃金	
技能労務員 賃金	

別表第一勘定科目表の損益勘定の費用の表中「労働の」を削り、

引当金として計上するた 繰入額
的任用職員の賃金

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として計上するた めの繰入額
--------------	------------------------

を

に定める

る。

様式第二十五号中「（赤色刷り）各片B6版オフセット刷り」を「何銀行何店
選」を「銀行 支店 殿」に、「徳島県立何病院」を「徳島県立 病院」に、「
何銀行何店 印」を「銀行 支店」に改める。

様式第二十六号中「徳島県立何病院」を「徳島県立 病院」に、「何銀行何店 殿」
を「銀行 支店 殿」に、「何銀行何店 印」を「銀行 支店」に改める。

様式第三十一号及び様式第三十二号中「何銀行何支店 印」を「銀行 支店」に
改める。

附 則

この規程は、令和三年三月十二日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一一、五四八人

徳島県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一七一、二三三人

徳島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、六二一人
鳴門	一六、二三二人
小松島・勝浦	一二、六五五人
阿南	二〇、三〇七人
吉野川	一一、五七九人
阿波	一〇、四八七人
美馬	一〇、七二四人
三好第一	七、三三六人
名西	八、七三六人
那賀	二、三八五人
海部	五、七七八人
板野	二七、二八六人
三好第二	四、〇〇八人

徳島県選挙管理委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一七一、二三三人

徳島県公安委員会規則第 5 号

徳島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 12 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

徳島県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年徳島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「警察署長」を「留置業務管理者（法第16条第 1 項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「警察署長」を「留置業務管理者」に改める。

第 3 条第 2 項中「警務課長」を「留置管理課長」に改める。

第 4 条第 2 項中「警務課（以下「警務課」という）」を「留置管理課（以下「留置管理課」という）」に改める。

第 5 条中「警務課」を「留置管理課」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

徳島県公安委員会規則第 6 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 2 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 四国横断自動車道（高松自動車道）の項の次に次のように加える。

四国横断自動車道（南部自動車道）	徳島市津田海岸町1125番178先から徳島市北沖洲四丁目26番387先まで
------------------	---------------------------------------

別表 2 県道美馬半田の項の次に次のように加える。

県道津田インター	徳島市津田本町四丁目388番 2 地先から徳島市津田海岸町1125番178地先まで
----------	---

別表 2 県道鮎喰新浜の項の次に次のように加える。

県道徳島東インター	徳島市北沖洲三丁目228番 1 地先から徳島市東沖洲一丁目28番 2 地先まで
県道徳島東インター	徳島市北沖洲四丁目 3 番12号南東方約80メートル先から徳島市北沖洲四丁目26番387先まで

別表 2 臨港道路福島沖洲の項中「東沖洲 2 丁目13番」を「南沖洲四丁目 5 番 7－4 号」に改め、同表臨港道路徳島（外）南の項中「東沖洲 2 丁目14番」を「東沖洲二丁目14番」に、「東沖洲 2 丁目13番」を「南沖洲四丁目 5 番 7－4 号」に改め、同項の次に次のように加える。

臨港道路沖洲流通港湾	徳島市東沖洲二丁目14番先から徳島市東沖洲一丁目 3 番地 4 先まで
臨港道路津田木材団地	徳島市津田海岸町1125番地先から徳島市津田海岸町 3 番115－12号先まで
臨港道路新港	小松島市小松島町字新港35番地先から小松島市小松島町字新港48番地 2 先まで

附 則

この規則は、令和３年３月21日から施行する。ただし、別表２臨港道路福島沖洲の項の改正規定、同表臨港道路徳島（外）南の項の改正規定及び同項の次に３項を加える改正規定は、令和３年４月１日から施行する。